第４号様式

一般廃棄物収集運搬業許可証

船橋市廃指指令第１６号
令和４年４月１日

船橋市高根町２７１２番地１
株式会社京葉総業
代表取締役　小出　勉　様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の許可を受けた者であることを証します。

船橋市長　　松　戸　　徹

１	許可番号	第００１９号
２	許可の有効期間	令和４年４月１日から令和６年３月３１日
３	許可区域	船橋市内
４	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
５	事業の区分	■収集　　■運搬
６	許可の条件	許可証別紙のとおり
７	許可の更新又は変更の状況	新規許可年月日　昭和５８年４月１日 許可更新年月日　令和　４年４月１日

許可証別紙

許可の条件（収集運搬業）

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令並びに同施行規則及び船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例並びに同施行規則、船橋市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準、その他関係法令等を厳守すること。

（２）許可区域内から収集した一般廃棄物（ごみ）は、船橋市南部清掃工場、船橋市北部清掃工場、船橋市西浦資源リサイクル施設、船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンターに搬入し、その際は、搬入施設の指示に従うこと。また、収集した一般廃棄物（ごみ）を積替・保管しないこと。

（３）許可車両について、次の用途に使用しないこと。

ア　船橋市以外から発生する一般廃棄物及び船橋市以外から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)の収集運搬

イ　産業廃棄物の収集運搬

ウ　その他、一般廃棄物の収集運搬に関連の無い業務（有価物の収集運搬は除く）

（４）申請時より変更がある事項については一般廃棄物処理業変更届出書を提出し、市の指示に従うこと。

（５）一般廃棄物収集運搬業実績報告書を翌月１０日までに提出すること。

（６）その他、必要に応じ市が指示する事項に従うこと。